

居宅介護・重度訪問介護事業

ホームヘルパーステーション 鹿屋長寿園

運 営 規 程

社会福祉法人 恵仁会

居宅介護・重度訪問介護事業
ホームヘルプステーション鹿屋長寿園 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵仁会が開設するホームヘルプステーション鹿屋長寿園居宅介護・重度訪問介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又はホームヘルパー養成研修の修了者（以下「従業者等」という。）が、指定障害福祉サービスに対し、適正な指定居宅介護・重度訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者等は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、障害者の個人としての尊厳を重視した、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ホームヘルプステーション鹿屋長寿園
- 二 所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町45番52-3号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護福祉士 1名
(常勤職員、訪問介護・介護予防訪問介護事業所管理者及びサービス提供責任者を兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護等の提供に当るものとする。
- 二 サービス提供責任者
介護福祉士・訪問介護員養成研修1級課程修了者 2名以上
(常勤職員、1名は管理者と兼務)
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の管理及び居宅介護計画等の作成等を行うとともに、自らも居宅介護等の提供に当るものとする。
- 三 従業者
介護福祉士・訪問介護員養成研修1級課程・2級課程修了者 12名以上
(常勤職員、1名は管理者・サービス提供責任者と兼務、1名以上は、サービス提供責任者と兼務)
(非常勤職員 10名以上)
従業者は、指定居宅介護等の提供に当たる。
- 四 事務員 1名 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休
- 二 営業時間 8：30～17：30
- 三 サービス提供時間 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護・重度訪問介護の内容及び料金等)

第6条 指定居宅介護・重度訪問介護の内容は次のとおりとし、指定居宅介護・重度訪問介護を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める基準による負担額とする。

- 一 身体介護
 - 二 通院介助
 - 三 家事援助
 - 四 乗降介助
 - 五 重度訪問介護
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名をうけることとする。
- 3 利用料の支払は、下記の方法により、指定の期日までに受けるものとする。
- 一 口座引落とし
 - 二 銀行口座振込
 - 三 現金

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、鹿屋市内の全域とする。

2 前項の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護・重度訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 事業所から、片道おおむね50キロメートル未満 100円
- 二 事業所から、片道おおむね50キロメートル以上 250円

ただし、特別地域加算を算定する利用者に対しては、交通費の支払いを受けることはできない。

(衛生管理等)

第8条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対処方法)

第9条 従業者等は、居宅介護・重度訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるととも

に、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止措置)

第10条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。また、虐待を発見した場合には鹿児島県障害福祉課又は市町村の担当課へ届けなければならない。

- 一 虐待防止のための指針を整備する。
- 二 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 五 成年後見制度の利用支援
- 六 苦情解決体制の整備

(身体的拘束その他の行動制限)

第11条 事業所のサービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。

- 2 利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限する場合は、当該利用者及びその家族等に対し、事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明を行うものとする。
- 3 利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限した場合には、次の事項を記録するものとする。
 - 一 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - 二 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - 三 前項に基づく利用者の家族等に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- 4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護・重度訪問介護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 居宅介護事業所は、ホームヘルパー等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年12回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又、利用者の個人情報記録されている個人ファイル等は5年間保存管理する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な介護・重度訪問介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、指定日より施行する。

この規程は、平成20年 3月21日より施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成20年 9月 1日より施行する。

この規程は、平成21年 2月 1日より施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成24年 1月 1日より施行する。

この規程は、平成25年10月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 8月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。